

この条約において、

- (a) 「船舶」とは、この条約が適用される船舶をいう。
- (b) 「トン」とは、登録総トン数をいう。
- (c) 「旅客船」とは、(i) 現行の海上における人命の安全のための国際条約に基づいて発給される安全証書又は(ii) 旅客証書のいずれかが有効な船舶をいう。
- (d) 「職員」とは、船長以外の者であつて、国内法令により又は、関係のある法令のないときは、労働協約若しくは慣習により職員としての地位を有するものをいう。
- (e) 「部員」とは、職員以外の乗組員をいう。
- (f) 「準職員」とは、監督の職務又は特別の責任を有する職務に従事する部員であつて、国内法令により又は、関係のある法令のないときは、労働協約若しくは慣習により準職員としての地位を有するものをいう。
- (g) 「乗組員設備」とは、乗組員の用に供される寢室、食堂、衛生設備及び娯楽設備をいう。
- (h) 「所定の」とは、国内法令により又は権限のある機関により定められていることをいう。
- (i) 「承認された」とは、権限のある機関により承認されたことをいう。
- (j) 「再登録される」とは、船舶の登録領域と所有権が同時に変更された際に再登録される。

ることをいう。

第三条

1 この条約の適用を受ける加盟国は、第二部から第四部までの規定の適用を確保する法令の効力を維持することを約束する。

2 法令は、

- (a) 権限のある機関がすべての関係する者にその周知を図ることを要求する。
- (b) その遵守について責任を有する者を定める。
- (c) その違反に対する適当な罰則を定める。
- (d) 有効な実施を確保するため適当な監督制度の維持を規定する。
- (e) 規則の作成に関して船舶所有者団体及び（又は）船舶所有者並びに認められた誠実な船員労働組合と協議し及びその運用について実行可能な限りこれらの者と協力すること
を権限のある機関に要求する。

第二部 乗組員設備の計画及び監督

第四条

1 乗組員設備の位置及び全般的配置を所定の基準で示した船舶の設計図は、権限のある機関の承認を得るため、船舶の建造が開始される前に提出する。

2 各空間の割当て、備品及び附属品の配置、通風、照明及び暖房の方法及び配置並びに衛生施設を所定の基準及び精密度で示した設備の詳細な設計図及びこれに関する情報は、乗組員設備の建設が開始される前及び現存の船舶の乗組員設備を変更し又は改造する前に権限のある機関の承認を得るため、提出する。ただし、緊急の場合又は一時的な変更若しくは改造が船舶の登録された領域外で行われる場合において、その後に権限のある機関の承認を得るため設計図を提出するときは、この規定の十分な遵守とする。

第五条

次の場合には、権限のある機関は、船舶を検査し及び乗組員設備が法令の要件に適合しているかいないかを確認する。

- (a) 船舶が登録され又は再登録される場合
- (b) 船舶の乗組員設備が実質的に変更され又は改造される場合
- (c) 乗組員の全部若しくは一部を代表する認められた誠実な船員労働組合により又は所定の数若しくは比率の乗組員により、所定の方法で、かつ、船舶に遅延をもたらさないような時に、乗組員設備がこの条約の条件に適合していないとの申立てが権限のある機関に対して行われた場合

第三部 乗組員設備の要件

第六條

- 1 乗組員設備の他の場所との関係における位置、出入手段、構造及び配置は、適当な安全、外氣及び海水からの防護並びに熱又は寒氣及び他の場所からの過度の騒音又は悪臭からの隔離を確保するものでなければならぬ。
- 2 貨物区域及び機関区域から、調理室、ランプ室及びペンキ室から又は機関室、甲板、積荷貯蔵室、乾燥室及び共用の洗面所若しくは便所から、寢室への直接の入口を設けてはならない。寢室からこれらの場所を隔離する隔壁及び外部隔壁は、鋼その他の承認された材料で効果的に建造するものとし、水密及びガス密のものでなければならぬ。
- 3 寢室及び食堂の外部隔壁は、これらを十分に隔離するものでなければならぬ。隣接する乗組員設備又は通路に熱効果を生ずる可能性のある場合には、すべての機械室壁及び炊事室その他熱を生ずる場所のすべての隔壁は、これらを十分に隔離するものでなければならぬ。蒸氣及び（又は）給湯パイプの熱効果からの防護にも注意を払う。
- 4 内部隔壁は、害虫に侵されない承認された材料のものでなければならぬ。
- 5 寢室、食堂、娯樂室及び乗組員設備の場所にある通路は、湿氣又は過熱を防ぐため十分に隔離されなければならない。
- 6 ウインチ及びこれに類する装置のための主要な蒸氣パイプ及び排氣パイプは、乗組員設

備の中を通してはならず、また、技術的に可能なときは乗組員設備への通路に通してはならない。これらのパイプをその通路に通す場合には、これらを十分に隔離し、かつ、覆いを施す。

- 7 内部の羽目板又は敷物は、容易に表面を清潔に保つことができる材料のものでなければならない。凹凸のある板又は害虫に侵されやすい他の構造のものは、使用してはならない。
- 8 権限のある機関は、防火又は延焼防止のための措置を設備の建造に取り入れることを要する程度を決定する。

- 9 寝室及び食堂における壁の表面及び天井は、容易に清潔に保つことができるものでなければならない。ペンキを塗るときは明るい色のものとしなければならない。石灰塗はしてはならない。

- 10 壁の表面は、必要なときは取り換え又は修繕する。

- 11 すべての乗組員設備における甲板は、承認された材料及び構造のものでなければならない。その表面は、湿気を通さず、かつ、容易に清潔に保つことができるものとしなければならない。

- 12 床板が接合してある場合には、ひび割れを避けるためその接ぎ目は丸くする。

- 13 十分な排水設備を備える。

第七条

- 1 寝室及び食堂は、十分に換気する。
- 2 通風装置は、いかなる天候及び氣候状態においても、空気を適切な状態に保ち、かつ、空気を十分に流通させるように操作する。
- 3 熱帯地方及びペルシャ湾における航海に定期的に従事する船舶は、機械的通風装置及び電気扇風機の双方を備え付ける。ただし、これらの装置のいずれか一のみで十分な通風を確保する場所においては、いずれか一のみを採用することができる。
- 4 熱帯地方以外で航海に従事する船舶は、機械的通風装置又は電気扇風機のいずれかを備え付ける。権限のある機関は、北半球又は南半球の寒冷水域に通常使用される船舶について、この要件を免除することができる。
- 5 3 及び 4 の規定により要求される通風装置の原動力は、できる限り、船員が船内において居住し又は労働している場合において状況が必要とするときはいつでも、利用することができるものでなければならない。

第八条

- 1 乗組員設備の十分な暖房装置は、専ら熱帯地方及びペルシャ湾における航海に従事する船舶を除くほか、備え付ける。

2 暖房装置は、できる限り、船員が船内において居住し又は労働している場合において状況がその使用を必要とするときはいつでも、作動するものでなければならない。

3 暖房装置の必要があるすべての船舶においては、暖房は、蒸気、熱湯、暖気又は電気によつてされる。

4 暖房がストーブによつて供される船舶においては、ストーブが十分の大きさのものであること、適当に設置され、かつ、防護されていること及び空気が悪くならないことを確保するための措置をとる。

5 暖房装置は、勤務に適するよう、普通の天候及び気候状態の下において満足な水準で乗組員設備の温度を保つことのできるものでなければならない。権限のある機関は、実施基準を定める。

6 ラジエーターその他の暖房装置は、火災の危険又はこれを利用する者に対する危険若しくは不快を避けるような位置に設置するものとし、必要なときは防護装置を施す。

第九条

1 旅客船において許可される特別の装置を除くほか、寝室及び食堂は、自然の光によつて適当に照明し、かつ、十分な人工照明を備える。

2 乗組員のすべての居所は、十分に照明する。居室における自然の光の最低基準は、自由

行動のために利用されるすべての場所において晴天の日に普通の視力を有する者が通常の新聞を読むことができるようなものでなければならぬ。十分な自然の光を採ることができないときは、この最低基準の人工照明を備える。

3 いずれの船舶においても、乗組員設備には、電灯を備え付ける。独立した二の照明用電源がないときは、緊急用の特別ランプ又は照明器具を別に備え付ける。

4 人工照明は、部屋にいる者に最大の利益を与えるように配置する。

5 寝室には、読書用電灯を各寝台の頭部に備え付ける。

第十条

1 寝室の位置は、船舶の中央又は船尾の満載喫水線の上でなければならない。

2 例外的な場合においては、権限のある機関は、船舶の大きさ、型又は用途により寝室を他の場所に設けることが不合理又は不可能であるときは、寝室の位置を船舶の前部とすることを認めることができる。ただし、いかなる場合においても、船首隔壁の前方であつてはならない。

3 旅客船においては、権限のある機関は、照明及び通風に対する十分な装置が備えられていることを条件として、寝室の位置を満載喫水線よりも下にすることを認めることができる。ただし、いかなる場合においても、作業通路の直下であつてはならない。

4 部員用寢室の一人当たりの床面積は、次の大きさを下回つてはならない。

- (a) 八百トン未満の船舶においては、二十平方フィート又は一・八五平方メートル
- (b) 八百トン以上三千トン未満の船舶においては、二十五平方フィート又は二・三五平方メートル

(c) 三千トン以上の船舶においては、三十平方フィート又は二・七八平方メートル

ただし、旅客船で一室に四人を超える部員の寝台のあるものについては、一人当たりの最小面積は、二十四平方フィート（二・二二平方メートル）であつてもよい。

5 他の船舶において使用される数よりも多い数の部員の使用を必要とするような部員グループが使用されている船舶については、権限のある機関は、このグループに関し次のことを条件として寢室の一人当たりの最小床面積を減ずることができる。

(a) グループに割り当てられた就寝場所の面積の合計がその数の増加されない場合に割り当てられるものを下回らないこと。

(b) 寢室の最小床面積が次の面積を下回らないこと。

- (i) 三千トン未満の船舶においては、一人につき十八平方フィート（一・六七平方メートル）

(ii) 三千トン以上の船舶においては、一人につき二十平方フィート（一・八五平方メー

トル)

6 寝台及びロッカー、たんす及びいすの占める場所は、床面積の測定に含まれる。狭い場所又は不規則な形をした場所であつて自由に行動することのできる場所として有効に加えられるものでなく、かつ、備品の設置に使用することのできないものは、床面積の測定から除外する。

7 乗組員の寢室の天井の高さは、六フィート三インチ（百九十センチメートル）を下回つてはならない。

8 各部門に対し個別の部屋を提供するよう十分の数の寢室を設ける。ただし、権限のある機関は、小型の船舶についてこの要件を緩和することができる。

9 寢室の占有を許される者の数は、次の最大限度を超えてはならない。

- (a) 一部門を担当する職員、当直を担当する航海士及び機関部職員並びに上級無線通信士又は無線電話通信士 一室一人
- (b) 他の職員 可能なきは一室一人。いかなる場合にも、二人を超えてはならない。
- (c) 準職員 一室一人又は二人。いかなる場合にも、二人を超えてはならない。
- (d) 他の部員 可能なきは一室に二人又は三人。いかなる場合にも、四人を超えてはならない。

- 10 適切かつ一層快適な設備を確保するため、権限のある機関は、船舶所有者団体及び（又は）船舶所有者並びに誠実な船員労働組合と協議した上、旅客船について一の寢室につき十人までの部員を収容することを許可することができる。
- 11 寢室の最大収容人員数は、室内の見えやすい場所に消えないよう、かつ、読みやすく標示する。
- 12 乗組員には、各自の寢台を与える。
- 13 寢台は、そこへ行くために他の寢台を乗り越えなければならないように並べてはならない。
- 14 寢台は、二段を超えて配置してはならない。船側に沿つて置かれる寢台については、横窓が寢台の上にある場合には、一段のみとする。
- 15 二段の寢台の下方のものは、床から十二インチ（三十センチメートル）以上の高さとする。上方の寢台は、下方の寢台の底部と甲板梁（いりょう）の下側とのおよそ中間に置く。
- 16 寢台の内側の最小寸法は、縦六フィート三インチ（百九十センチメートル）横二フィート三インチ（六十八センチメートル）とする。
- 17 寢台の骨組み及び側板（もしあれば）は、堅く滑らかな、かつ、腐食したり又は害虫に侵されたりすることのない承認された材料のものでなければならない。

18 管状の骨組みが寝台の建造のために用いられるときは、完全に穴を封じて害虫が侵入しないようにする。

19 各寝台には、バネ底又はバネ付きの布団及び承認された材料の布団を備える。害虫に侵されやすいわらその他の材料の詰め物は、用いてはならない。

20 一の寝台が他の寝台の上に置かれるときは、その寝台のバネ底の下側に木材、帆布その他適当な材料の防塵底じんを用いる。

21 寝室は、占有者に合理的な快適さを確保し及び整とんの容易なように計画し、かつ、装備する。

22 備品には、各占有者のための衣服用ロッカーを含める。衣服用ロッカーは、高さ三フィート（百五十二センチメートル）、横断面積三百平方インチ（十九・三十平方デシメートル）以上とし、棚及び南京錠用の止め金を備える。南京錠は、占有者が用意する。

23 各寝室には、固定式、折畳み式又は引出し式のテーブル又はいす及び必要に応じ快適な着席設備を設ける。

24 備品は、反つたり又は腐食したりすることのない滑らかな堅い材料のものでなければならぬ。

25 各占有者のためのたんす又はこれに相当するものの大きさは、二立方フィート（〇・五

六立方メートル）以上とする。

26 寢室の横窓には、カーテンを備え付ける。

27 寢室には、鏡、洗面用品戸棚、書架及び十分な数の衣類掛けを備え付ける。

28 船員の寝台の配置は、できる限り、当直別に分けるものとし、非番の者と当直の者が同じ部屋とならないようにする。

第十一条

1 すべての船舶には、十分な食堂設備を備える。

2 千トン未満の船舶には、次の者に対し別個の食堂設備を備える。

(a) 船長及び職員

(b) 準職員及び他の部員

3 千トン以上の船舶には、次の者に対し別個の食堂設備を備える。

(a) 船長及び職員

(b) 甲板部の準職員及び他の部員

(c) 機関部の準職員及び他の部員
ただし、

(i) 準職員及び他の部員用の二の食堂があるときは、そのうちの一是準職員用とし、他

の 一 は 部 員 用 と す る こ と が で き る。

(ii) 関係のある船舶所有者団体及び(又は)船舶所有者並びに認められた誠実な船員労働組合が希望する場合には、甲板部及び機関部の準職員及びその他の部員に対し一の食堂を提供することができる。

4 司^{ちゅう}厨部には、別個の食堂を設けることにより又は他のグループに振り当てられた食堂の利用の権利を与えることにより、十分な食堂設備を提供する。五千トン以上の船舶で司^{ちゅう}厨部員が五人を超えるものにおいては、別個の食堂を設けることに考慮を払う。

5 食堂の面積及び設備は、定員数の者が同時に使用するのに十分なものでなければならぬ。

6 食堂には、定員数の者が同時に使用するのに十分なテーブル及び承認されたいすを備え付ける。

7 権限のある機関は、食堂設備に関する前記の諸規定につき旅客船における特別の条件に適合させるために必要な例外を認めることができる。

8 食堂は、寝室とは別個に、かつ、調理室にできる限り近い位置に置く。

9 食器室が食堂に接近していない場合においては、食器用の十分なロッカー及び食器を洗うための十分な設備を備える。

- 10 テーブル及びいすの表面は、き裂のない、掃除の容易な、かつ、湿気に耐える材料のものでなければならない。

第十二条

- 1 すべての船舶においては、乗組員が勤務外の時に利用することができる場所を開放された甲板に設ける。この場所は、船舶の大きさ及び乗組員の数を考慮して十分の面積のものでなければならない。

- 2 便利な場所に位置し、かつ、適当に装備された娯楽設備は、職員用及び部員用のものを設ける。娯楽設備が食堂とは別に設けられていない場合には、食堂は、娯楽施設となるように設計し、かつ、装備する。

第十三条

- 1 すべての船舶においては、十分な衛生設備（洗面台、浴槽及び（又は）シャワーを含む。）を設ける。

- 2 次の最小限度の数の便所を別個に設ける。

- (a) 八百トン未満の船舶においては、三
- (b) 八百トン以上の船舶においては、四
- (c) 三千トン以上の船舶においては、六

(d) 無線通信士又は無線電話通信士の居住区が離れた場所にある船舶においては、それに近接した衛生施設を設ける。

3 国内法令は、4の規定に従うことを条件として、各グループに対する便所の割当てについて規定する。

4 個人用施設が備えられている部屋を占用しないすべての乗組員に対する衛生施設は、各グループの船員に対し次の基準により設ける。

(a) 八人又はそれ以下の者ごとに一の浴槽又はシャワー

(b) 八人又はそれ以下の者ごとに一の便所

(c) 六人又はそれ以下の者ごとに一の洗面台

もつとも、グループの人数が所定数の半分よりも少ない数だけ所定数の偶数倍を超過するときは、この超過分は、この4の規定の適用上無視することができる。

5 乗組員の合計が百人を超え、かつ、通常四時間を超えない期間航海に従事する旅客船においては、権限のある機関は、必要な施設について特別の配置又は数の減少に考慮を払うことができる。

6 すべての共用の洗面所は、冷真水及び熱真水又は給湯設備を利用することができるようにしておく。権限のある機関は、船舶所有者団体及び(又は)船舶所有者並びに認められた

誠実な船員労働組合と協議した上、船舶所有者が船員一人について一日当たり供給することを要する真水の最大量を定めることができる。

7 洗面台及び浴槽は、十分な大きさのものでなければならず、き裂し、はがれ又は腐食することのない滑らかな表面の承認された材料のものでなければならぬ。

8 すべての便所には、設備の他の部分とは無関係に、屋外への通風装置を設ける。

9 すべての便所は、承認された型のものでなければならず、いつでも使用することのできる、かつ、他とは無関係に操作することのできる十分な水量を供給される。

10 污水管及び排水管は、十分な大きさのものでなければならず、詰まることのない、かつ、掃除の容易なように造る。

11 二人以上の使用のための衛生設備は、次の要件を満たすものでなければならぬ。

(a) 床板は、耐久性を有する承認された材料の、掃除の容易な、かつ、湿気を通しにくいものでなければならず、また、適当に排水されるものでなければならぬ。

(b) 隔壁は、鋼その他の承認された材料のものでなければならず、甲板面から少なくとも九インチ（二十三センチメートル）の高さまで防水にする。

(c) 設備は、十分に照明し、暖房し、かつ、換気する。

(d) 便所は、寝室及び浴室に近く、かつ、これらとは別個の場所に設ける。もつとも、寝

室からの又は他の出入口のない便所と寝室との間の通路からの直接の出入口を有してはならない。ただし、この要件は、合計四人を超えない者を収容する二の寝室の間の区画に便所がある場合には、適用しない。

(e) 一の区画に便所が二以上ある場合においては、人目につかないよう十分に遮へいする。

12 すべての船舶においては、衣服を洗濯し及び乾燥するための施設は、乗組員の数及び通常の航海期間に適応した大きさのものを設ける。

13 別個の洗濯設備の設置が実行不可能なときは、衣服を洗濯するための施設（適当な流しを含む。）は、浴室に設置することができるとし、冷真水及び熱真水を十分に供給し又は給湯設備を備える。

14 衣服を乾燥するための施設は、寝室及び食堂とは別個の区画に設けるものとし、十分に換気し、暖房し、かつ、衣服をつるすためのひもその他の用具を備える。

第十四条

1 十五人以上の乗組員の乗り組む船舶で三日を超える航海に従事するものにおいては、独立の病院設備を設ける。権限のある機関は、沿岸貿易に従事する船舶についてこの要件を緩和することができる。

2 病院設備は、出入しやすい、利用者の居心地の良い、かつ、いかなる天候においても適

当な看護を受けられるような、適当な位置に設ける。

3 入口、寝台、照明、換気、暖房及び給水の装置は、利用者の治療を快適に、かつ、容易にするように設計する。

4 必要なベッドの数は、権限のある機関が定める。

5 便所設備は、病院設備の利用者の専用のため、設備の一部として又はこれに近接して設ける。

6 病院設備は、医療以外の目的のために使用してはならない。

7 医師の乗り組まない船舶には、平易な説明書を付した承認された医療箱を備える。

第十五条

1 防水着を掛けるための十分かつ適度に換気された設備を寢室の外側に、かつ、これに近接して設ける。

2 三千トンを超える船舶においては、甲板部及び機関部の各一室を事務室として提供し、かつ、設備する。

3 蚊の多い港に定期的に航行する船舶においては、船側の窓、換気装置及び開放された甲板への扉に適当な網戸を設けることにより乗組員室に蚊が侵入しないようにしておく。

4 熱帯地方及びペルシャ湾に向けて又はこれらの海域内で定期的に航行するすべての船舶

には、乗組員設備の上方にある暴露甲板及び甲板のレクリエーションのための場所に天幕を設ける。

第十六条

1 第十条5にいう船舶については、権限のある機関は、定められた乗組員の数に関し、その国民的慣習を考慮して、前諸条に定める要件を緩和することができるとし、特に寝室を占用する者の数並びに食堂及び衛生施設に関し特別の措置をとることができる。

2 1の要件を緩和するに当たり、権限のある機関は、第十条1及び2に定めるところにより並びに同条5の部員グループについて定められている寝室の最小面積の要件により拘束される。

3 特定の部門の乗組員の国民的慣習が著しく異なっている船舶においては、各グループの要求を満たすのに必要な別個のかつ適当な寝室及び居住設備を設ける。

4 第十条5にいう船舶については、病院、食堂、浴室及び衛生設備は、その数及び実用性に関し、類似の型式の他のすべての船舶であつて同一の登録所に属するものに認められる基準と同等の又はこれに相当する基準で設け、かつ、維持する。

5 権限のある機関は、この条の規定に基づく特別規則を制定する場合には、関係のある認められた誠実な船員労働組合並びに船員を使用する船舶所有者団体及び（又は）船舶所有

者と協議する。

第十七条

1 乗組員設備は、清潔で十分に居住することのできる状態に保つものとし、利用者の個人的所有に属しない物品用具を自由に使用することができるようしておく。

2 船長又は船長により特にそのための職務を委任された職員は、一人又は二人以上の乗組員を伴い、一週間を超えない間隔ですべての乗組員設備を検査する。検査の結果は、記録する。

第四部 現存船に対するこの条約の適用

第十八条

1 2 から 4 までの規定に従うことを条件として、この条約は、登録領域についてこの条約が効力を生じた後に建造される船舶に適用する。

2 登録領域についてこの条約が効力を生ずる日には、ほぼ完成している船舶であつて第三部に定める基準を満たしていないものについては、権限のある機関は、船舶所有者団体及び（又は）船舶所有者並びに誠実な船員労働組合と協議した上、次の場合に船舶をこの条約に定める要件に適合させるため、関係のある実際問題を考慮して可能と認められる変更を要求することができる。

(a) 船舶が再登録される場合

(b) 事故又は緊急事態の結果としてではなく長期的計画の結果として、船舶に実質的な構造上の変更を行う場合又は大幅な修理を行う場合

3 登録領域についてこの条約が効力を生ずる日に建造中及び（又は）改造中の船舶については、権限のある機関は、船舶所有者団体及び（又は）船舶所有者並びに誠実な船員労働組合と協議した上、船舶をこの条約に定める要件に適合させるため、関係のある実際問題を考慮して可能と認められる変更を要求することができ。このような変更は、船舶が再登録されるまでは、この条約に定める要件に最終的に適合しているものとされる。

4 一の領域についてこの条約が効力を生ずる日以後にその領域において再登録される船舶（2及び3に規定する船舶又は建造中にこの条約が適用されていた船舶を除く。）については、権限のある機関は、船舶所有者団体及び（又は）船舶所有者並びに誠実な船員労働組合と協議した上、船舶をこの条約に定める要件に適合させるため、関係のある実際問題を考慮して可能と認められる変更を要求することができる。このような変更は、船舶が再度再登録されるまでは、この条約に定める要件に最終的に適合しているものとされる。

第五部 最終規定

第十九条

この条約のいかなる規定も、この条約に定める条件よりも有利な条件を保障する法令、判決、慣習又は船舶所有者及び船員の間の協定に影響を及ぼすものではない。

第二十条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第二十一条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、次の諸国のうち七の国（登録された総トン数百万トン以上の船腹をそれぞれ保有する四以上の国を含むことを要する。）の批准が登録された日の後六箇月で効力を生ずる。アメリカ合衆国、アルゼンティン共和国、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ノールウェー、ポーランド、ポルトガル、スウェーデン、トルコ、ユーゴスラヴィア。この規定は、加盟国によるこの条約の早期の批准を容易にし、かつ、促進するために設けられたものである。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後六箇

月で効力を生ずる。

第二十二條

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了するごとに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第二十三條

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通報する。

2 国際労働事務局長は、この条約が効力を生ずるために必要な最後の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通報する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第二十四條

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二條の規定による登録のため、前諸條の規定に従

つて登録されたすべての批准及び廃棄の詳細を国際連合事務総長に通知する。

第二十五条

国際労働機関の理事会は、この条約が効力を生じた後十年の期間が満了することに、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議する。

第二十六条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

- (a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第二十条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。
- (b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第二十七条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百四十九年七月二日に閉会を宣言されたその第三十二回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百四十九年八月十八日に署名した。

総会議長

ギルドーム・マーディン・エヴァンス

国際労働事務局長

デイヴィッド・A・モース

船舶乗組員のための食料及び司厨そくに関する条約（第六十八号）

第五条

1 加盟国は、第一条に規定する船舶の乗組員の健康及び福祉を確保することを意図した食料の供給及び司厨ちゅう施設に関する法令を実施する。

2 1の法令は、次のことを要求する。

(a) 乗組員の数並びに航海の期間及び性質を考慮して、適当な量、質及び種類の食料及び水の供給を確保すること。

(b) 乗組員に適当な食事を支給することができるようにすべての船舶の司厨部ちゅうぶを設備し、装備すること。

商船に乗り組む船長及び職員に対する職務上の資格の最低要件に関する条約（第五十三号）

第三条

- 1 いずれの者も、船舶が登録された領域の公の当局が発給し又は承認した海技免状を受有していない限り、この条約が適用される船舶において船長、当直を担当する航海士、機関長又は当直を担当する機関士の職務を行うために雇い入れられてはならず、これらの職務を行つてはならない。

- 2 この条の規定に対する例外は、不可抗力の場合についてのみ設けることができる。

第四条

- 1 いずれの者も、次の条件を満たさない限り、海技免状を与えられない。

- (a) 海技免状の発給につき定められた最低年齢に達していること。
- (b) 海技免状の発給につき定められた最小限の期間職務上の経験を有していること。
- (c) 海技免状を取得しようとする者が職務の遂行上必要な資格を有するか有しないかを審査するため、権限のある機関が実施し、かつ、監督する試験に合格していること。

- 2 国内法令には、次の事項を定める。

- (a) 各職務区分の海技免状を取得しようとする者が満たすべき最低年齢及び職務上の経験

を有すべき最小限の期間

- (b) 海技免状を取得しようとする者が海技免状に相応する職務の遂行上必要な資格を有するか有しないかを審査するための一又は二以上の試験の権限のある機関による実施及び監督

3

国際労働機関のいずれの加盟国も、その批准の日から三年間は、2 (b) に定めるところにより実施された試験に合格していない者で次の条件を満たすものに対し海技免状を発給することができる。

- (a) 海技免状に相応する職務につき十分な実際の経験を事実上有していること。
- (b) 重大な技術上の過失の記録がないこと。

海員の送還に関する条約（第二十三号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百二十六年六月七日にその第九回会期として会合し、

その会期の議事日程の第一議題に含まれる海員の送還に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

国際労働機関の加盟国により批准されるため、国際労働機関憲章の規定に従い、次の条約（引用に際しては、千九百二十六年の海員送還条約と称することができる。）を千九百二十六年六月二十三日に採択する。

第一条

1 この条約は、この条約を批准した加盟国において登録されるすべての海上航行船舶並びにその所有者、船長及び海員について適用する。

2 この条約は、次の船舶については、適用しない。

- (a) 軍艦
- (b) 政府の船舶で貿易に従事しないもの
- (c) 沿岸貿易に従事する船舶
- (d) 遊覧ヨット

(e) インディアン・カントリー・クラフト

(f) 漁船

(g) 登録総トン数百トン未満又は三百立方メートル未満の船舶及びホーム・トレードに従事する船舶（この条約の採択の日に効力を有する国内法令により、ホーム・トレードに従事する船舶について特に規制するため定められている制限トン数内のもの）

第二条

この条約の適用上、次の用語は、次に定める意味を有する。

(a) 「船舶」とは、通常海洋航行に従事するすべての種類の船舶（公有のものであるか私有のものであるかを問わない。）をいう。

(b) 「海員」とは、資格のいかんを問わず、船内において使用され又は船内において従業し、かつ、海員名簿に記載されるすべての者をいう。ただし、船長、水先人、練習船における練習生、正式に見習契約をした見習、軍艦の乗組員その他政府の継続的業務に服する者を除く。

(c) 「船長」とは、船舶を指揮するすべての者をいう。ただし、水先人を除く。

(d) 「ホーム・トレードに従事する船舶」とは、一の国とその国内法令に定める地理上の制限内における隣国の港との間の貿易に従事する船舶をいう。

第三条

1 契約の存続中又は契約の終了の際に下船した海員は、国内法令の定めるところにより、本国、雇入港又は発航港に送還される権利を有する。国内法令には、送還に関する必要な規定、特にいずれの者が送還の費用を負担すべきかについて定めた規定を含める。

2 海員が1の規定により定められた目的地の一に向かう船内において適当な職務を与えられたときは、当該海員は、適法に送還されたものとみなす。

3 海員がその属する国、雇入港若しくはその隣接港又は発航港に下船したときは、当該海員は、送還されたものとみなす。

4 本国以外の国において雇い入れられた外国人海員が送還される権利を有するための条件は、国内法令又は、国内法令に規定がないときは、雇入契約の定めるところによるものとする。もつとも、本国の港において雇い入れられた海員には、1から3までの規定の適用があるものとする。

第四条

送還の費用は、海員が次の事由により取り残されたときは、当該海員の負担とならない。

(a) 船舶勤務中に受けた負傷

(b) 難破

(c) 故意又は過失によらない疾病

(d) 自己の責に帰すことのできない原因による解雇

第五条

1 送還の費用には、旅行中における海員の輸送、宿泊及び食料に関する費用を含めるものとし、また、所定の出発の時点までの海員の生活維持費を含める。

2 海員は、乗組員として送還されるときは、航海中に行つた労働に対し報酬を請求する権利を有する。

第六条

船舶が登録されている国の公の当局は、この条約の適用がある場合には、乗組員（国籍のいかんを問わない。）の送還について監督を行う責任を有するものとし、必要なときは送還の費用の前払をする責任を有する。

第七条

国際労働機関憲章に定める条件によるこの条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第八条

1 この条約は、国際労働機関の二の加盟国の批准が国際労働事務局長に登録された日に効

力を生ずる。

2 この条約は、加盟国でその批准が国際労働事務局に登録されたもののみを拘束する。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が国際労働事務局に登録された日に効力を生ずる。

第九条

国際労働事務局長は、国際労働機関の二の加盟国の批准が国際労働事務局に登録されたときは、この旨を直ちに国際労働機関のすべての加盟国に通報する。同事務局長は、他の加盟国からその後通知を受けた批准の登録をすべての加盟国に通報する。

第十条

この条約を批准する加盟国は、千九百二十八年一月一日までに第一条から第六条までの規定を実施すること及びこれらの規定を実施するために必要な措置をとることに同意する。もつとも、第八条の規定に従うものとする。

第十一条

この条約を批准する国際労働機関の加盟国は、国際労働機関憲章第三十五条の規定により、その植民地、属領及び保護領にこの条約を適用することを約束する。

第十二条

この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

第十三条

国際労働事務局の理事会は、少なくとも十年に一回この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議する。

第十四条

この条約のフランス文及び英文は、共に正文とする。

以上は、千九百四十六年の最終条項改正条約によつて修正された千九百二十六年の海員送還条約の真正な本文である。

この条約の原本は、総会議長子爵バーナム及び国際労働事務局長アルベール・トーマの署名により千九百二十六年七月二十六日に認証された。

この条約は、千九百二十八年四月十六日に最初に効力を生じた。

以上の証拠として、私は、千九百四十六年の最終条項改正条約第六条の規定に従い、修正されたこの条約の原本二通を署名により千九百四十八年四月三十日に認証した。

国際労働事務局長

エドワード・フィラーン

(参考)

この条約は、商船における乗組員の安全、社会保障、居住施設等に関する国際的な最低基準を定めることにより船舶の安全を確保するとともに乗組員の労働条件の改善を図ることを目的とするものであり、この目的を達成するため締約国の船舶及び締約国の港に入港した外国船舶につき、これらの基準が確保されるための手続及び措置等につき規定している。